

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: LSバルハンマーグリススプレー 420ml
推奨用途及び使用上の制限	
推奨用途	: 業務用
使用上の制限	: 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと
会社情報	
会社名	: スズキ機工株式会社
住所	: 千葉県松戸市松飛台316-3
担当部門	: 品質保証部
電話番号	: 047-385-5311
FAX番号	: 047-385-5313

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	: エアゾール	区分1
健康に対する有害性	: 皮膚感作性	区分1
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分2 (循環器系)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (中枢神経系)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分2 (神経系)
環境に対する有害性	: 水生環境有害性 短期(急性)	区分2
	: 水生環境有害性 長期(慢性)	区分3

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 極めて可燃性の高いエアゾール (H222)
高圧容器: 熱すると破裂のおそれ (H229)
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
臓器の障害のおそれ (循環器系) (H371)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系) (H372)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (神経系) (H373)
水生生物に毒性 (H401)
長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)

- 応急措置 : 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
- 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
- 廃棄 : 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)
- 他の危険有害性
- 他の危険有害性 : 日光から遮断し、40℃以上の温度にばく露しないこと。
- 処理時の追加危険有害性 : 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

名前	濃度 (%)	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法番号	安衛法番号	
イソヘキサン	25 - 30	-	-	101316-67-0
ブタン	20 - 25	(2)-4	既存化学物質	106-97-8
プロパン	15 - 20	(2)-3	既存化学物質	74-98-6
イソブタン	5 - 10	(2)-4	既存化学物質	75-28-5
ヘキサン	1 - 5	(2)-6	既存化学物質	110-54-3
塩素化パラフィン (C14-17)	< 0.1	-	-	85535-85-9

注記: これらの値は、製品規格値ではありません。成分の濃度について企業秘密であるものは範囲で記載。
労働安全衛生法・化学物質管理促進(PRTR)法該当成分については、「15.適用法令」を参照下さい。

4. 応急措置

応急措置

- 応急措置 一般 : ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚刺激または発しん(疹)が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。
皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
- 眼に入った場合 : 予防措置として眼を水ですすぐ。
- 飲み込んだ場合 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

- 症状/損傷 : 眠気又はめまいのおそれ。
- 症状/損傷 吸入した場合 : 通常の下条件下では特に無し。
- 症状/損傷 皮膚に付着した場合 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。
- 症状/損傷 眼に入った場合 : 通常の下条件下では特に無し。
- 症状/損傷 飲み込んだ場合 : 通常の下条件下では特に無し。

医師に対する特別な注意事項

- その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、火災の場合は、泡、粉末、炭酸ガスを使用する。
使ってはならない消化剤	: 強い水流は使用しない。
火災危険性	: 極めて可燃性の高いエアゾール。引火性の高い液体及び蒸気。
爆発の危険	: 高压容器:熱すると破裂のおそれ。
火災時の危険有害性分解生成物	: 有毒な煙を放出する可能性がある。
消火方法	: 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。 呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。 高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。 消火活動は風上より行う。 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 エアゾール製品の場合、高温で破裂する恐れがあるため、消火活動は距離を十分に取る。
消火時の保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。 適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置	: 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。 物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
-------	--

非緊急対応者

保護具	: 推奨される個人用保護具を着用する。
応急処置	: 漏出エリアを換気する。 裸火、火花禁止、禁煙。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 皮膚、眼との接触を避ける。

緊急対応者

保護具	: 適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
応急処置	: 不要な職員を退避させる。 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項	: 環境への放出を避けること。 河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。
------------	--

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法	: 漏出物を回収すること。 流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。 可能であればリスクなく漏出をせき止める。 漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
浄化方法	: 製品は機械的に回収する。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
二次災害の防止策	: 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。 付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
その他の情報	: 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : データなし
- 安全取扱注意事項 : 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。
皮膚、眼との接触を避ける。
個人用保護具を着用する。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。
防爆型装置を使用する。

接触回避 : データなし

- 衛生対策 : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

処理時の追加危険有害性 : 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。

保管

- 安全な保管条件 : 日光から遮断すること。
換気の良い場所で保管すること。
40℃以上の温度にばく露しないこと。
涼しいところに置くこと。

安全な容器包装材料 : データなし

技術的対策 : 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。

容器包装材料 : 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

ヘキサン (110-54-3)	
日本-ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	140mg/m ³ 40ppm
特記事項 (JP)	経皮吸収
規則参照	許容濃度等の勧告(2023年度)産衛誌 65巻
日本-ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
管理濃度	40ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成29年度版
日本-生物学的ばく露指数 (日本産業衛生学会)	
BEI	3mg/g クレアチニン 測定対象物質:2,5-ヘキサンジオン -測定対象試料:尿-試料採取時期:週末の作業終了時-注: 酸加水分解後 0.3mg/g クレアチニン 測定対象物質:2,5-ヘキサンジオン -測定対象試料:尿-試料採取時期:週末の作業終了時- 注:加水分解なし
規則参照	許容濃度等の勧告(2023年度)産衛誌 65巻
イソブタン (75-28-5)	
日本-ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	1200mg/m ³ 500ppm
規則参照	JCDBの調査による
ブタン (106-97-8)	
日本-ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
許容濃度	1200mg/m ³ 500ppm
規則参照	許容濃度等の勧告(2023年度)産衛誌 65巻

- 設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。
- 保護具
- 個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
 - 呼吸用保護具 : 換気が不十分である場合、適切な呼吸器を着用する、密閉された場所では送気マスクを着用する、有機ガス用防毒マスクを着用する。
 - 手の保護具 : 保護用手袋、有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の保護手袋を着用する。
 - 眼の保護具 : 安全メガネ、保護眼鏡、保護面を着用する。
 - 皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する、皮膚を直接曝させないような保護衣を着用する、化学薬品が浸透しない材質であること。
- 環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	・ 液体
色	・ 白色
臭い	・ 特有臭
pH	・ データなし
融点	・ データなし
凝固点	・ データなし
沸点	・ -42°C
引火点	・ -104°C
自然発火点	・ 365°C
分解温度	・ データなし
可燃性	・ 極めて可燃性の高いエアゾール
蒸気圧	・ データなし
相対密度	・ データなし
密度	・ 0.59-0.63g/cm ³
相対ガス密度	・ データなし
溶解度	・ 水に溶けない。
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	・ データなし
爆発特性	・ 高圧容器:熱すると破裂のおそれ。
爆発限界	・ 1.8-9.5vol %
動粘性率	・ データなし
粒子特性	・ データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 極めて可燃性の高いエアゾール。 高圧容器:熱すると破裂のおそれ。 引火性の高い液体及び蒸気。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。エアゾール製品の場合40°C以上になると缶が破裂する恐れがある。
危険有害反応可能性	通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。 酸化性物質等と触れると反応する危険性がある。
避けるべき条件	: 高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。加熱、スパーク、裸火、及びその他の発火源は避ける。
混触危険物質	: データなし
危険有害な分解生成物	: 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。燃焼により、一酸化炭素、窒素酸化物、その他低分子モノマーなどの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: データなし
急性毒性(経皮)	: データなし
急性毒性(吸入)	: データなし

ヘキサン	
LD50 経口	15800 mg/kg
プロパン	
LC50 吸入 - ラット [ppm]	38890 ppm
イソブタン	
LC50 吸入 - ラット [ppm]	224556 ppm
ブタン	
LC50 吸入 - ラット [ppm]	276798.8 ppm
塩素化パラフィン(C14-17)	
LD50 経口	15000 mg/kg

皮膚腐食性・刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: データなし
呼吸器感受性	: データなし
皮膚感受性	: アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
生殖細胞変異原性	: データなし
発ガン性	: データなし
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 臓器の障害 (循環器系) 眠気又はめまいのおそれ
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (神経系)
誤えん有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生態系 - 全般	: 水生生物に毒性、長期継続的影響によって水生生物に有害。
水生環境有害性 短期(急性)	: 水生生物に毒性
水生環境有害性 長期(慢性)	: 長期継続的影響によって水生生物に有害。

ヘキサン	
EC50 - 甲殻類 [1]	3.88 mg/l
塩素化パラフィン(C14-17)	
EC50 - 甲殻類 [1]	0.0059 mg/l
NOEC 甲殻類 慢性	0.0087 mg/l

残留性・分解性

スズキ機工 LSベルハンマー100mlグリスミンスプレー	
残留性・分解性	急速分解性でない
イソヘキサン	
残留性・分解性	急速分解性でない
ヘキサン	
残留性・分解性	急速分解性
プロパン	
残留性・分解性	急速分解性でない
イソブタン	
残留性・分解性	急速分解性でない
ブタン	
残留性・分解性	急速分解性でない
塩素化パラフィン(C14-17)	
残留性・分解性	急速分解性でない

生体蓄積性

スズキ機工 LSベルハンマー100mlグリスミンスプレー	
生体蓄積性	データなし

土壌中の移動性

スズキ機工 LSベルハンマー100mlグリスミンスプレー	
土壌中の移動性	データなし

オゾン層への有害性	: データなし
その他の有害な影響	: 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分	: 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
廃棄方法	: 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。 エアゾール製品の場合は、焼却処理を行わないこと。 エアゾール製品の場合は、中身を完全に使い切り、火気のない戸外で噴射音が消えるまでボタンを押し、ガスを完全に抜いてから捨てる。 中身の入ったものは絶対に廃棄しない。 ガスを抜く際には、火気及びミストの吸入などについて注意すること。
地域の廃棄規則	: 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
推奨下水処理	: 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
追加情報	: 空の容器を再利用しない。 引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連勧告(UN RTDG)	
国連番号(UN RTDG)	: 1950
正式品名(UN RTDG)	: エアゾール
容器等級(UN RTDG)	: 非該当
輸送危険物分類(UN RTDG)	: 2.1
危険物ラベル(UN RTDG)	: 2.1
クラス(UN RTDG)	: 2
区分(UN RTDG)	: 2.1
少量危険物(UN RTDG)	: See SP 277
微量危険物(UN RTDG)	: E0
包装指令(UN RTDG)	: P207、LP200

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
: 非該当

国内規制

海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 126
その他の情報	: 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法	: 優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	: 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 【改正後 令和7年4月1日以降】 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2) 【改正後 令和8年4月1日以降】 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9) イソヘキサン(政令番号:520)(20～30%) ブタン(政令番号:482)(30～40%) ヘキサン(政令番号:520)(1～5%) 【改正後 令和7年4月1日以降】 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) ブタン(30～40%) ヘキサン(1～5%) 【改正後 令和8年4月1日以降】 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2) ブタン(30～40%) プロパン(10～20%) ヘキサン(1～5%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧) ノルマルヘキサン(1.2%)
消防法	: 第四類 引火性液体 第一石油類 非水溶性「火気厳禁」危険等級II
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
船舶安全法	: 高压ガス・引火性高压ガス(危規則第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	: 高压ガス・引火性高压ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
高压ガス保安法	: このエアゾール製品は容器内容積が1リットル以下、及び温度35℃において圧力0.8MPa以下、かつ高压ガス保安法施行令関係告示第四条第三項に該当するため、高压ガス保安法の適用除外となります。
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ヘキサン(管理番号:392)(1.2%)

16. その他の情報

参考文献:

- Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals, UN
- Recommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS, UN
- IMDG code - International Maritime Dangerous Goods
- IATA 航空危険物規則書
- 2020 EMERGENCY RESPONSE GUIDEBOOK (US DOT)
- TLVs and BEIs. (ACGIH)
- JIS Z 7252 : 2019
- JIS Z 7253 : 2019
- 許容濃度等の勧告(日本産業衛生学会)
- 厚生労働省 基安化発 0111 第1号(令和4年1月11日)
- Supplier's data/information
- OSHA Hazard Communication Standard 29 CFR 1910.1200 (HazCom 2012)

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。